

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
ARCリストタワー (整形関節鏡使用時) 1式	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.10.20	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥1,298,000	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条 第5項の規定に基づくため。	
エアシール インテリジェント フローシステム 2式	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.12.22	高知県高知市与力町 4番15号 株式会社 末徳屋医療器店	¥3,080,000	故障対応のため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定により緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。	
健診システム 第4期特定健診・ 特定保健指導 改定対応 1式	高知赤十字病院 健診部 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.12.5	富士通四国インフォテック 香川県高松市番町一丁目10番地2	¥1,397,000	当該システムが富士通四国インフォテック製であり、その機能強化であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。